

平成27年度原子力研究、開発及び利用に関する予算要求の基本方針 (案)

平成26年7月〇〇日

1. 前書き

東京電力(株)福島第一原子力発電所事故以降、原子力利用を巡り、様々な立場から、多様な意見が表明され、議論が行われて来ている。

原子力利用をどのように位置づけ、どう取り組むかという課題は、我が国のエネルギーセキュリティというような長期的な課題であり、また、国民の生命、健康および財産の保護、環境の保全に関わる重要な課題である。

本方針は、平成27年度の予算要求に向け、関係府省が目指すべき、重要な観点について示すものではあるが、原子力利用の在り方が、国民の生活に深くかかわる、長期的な課題であることを認識し、将来を見据えた視点から検討を行うべきものと考え、ここに示すものである。

2. 基本認識

我が国の原子力政策において最も重要な課題は、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びそれに引き続く大津波により発生した東京電力(株)福島第一原子力発電所事故に係る対応である。国及び東京電力は、事故の結果、今なお多くの人々が不安かつ不便な生活を送っておられることを片時も忘れることなく、環境の回復、住民の健康維持・増進、教育・子育て環境の整備、事業の再開・継続支援などの取組（オフサイトの取組）、事故を起こした原子炉の安全の確保と廃止に向けての取組（オンサイトの取組）及び損害賠償の取組に全力を尽くさなければならない。

原子力委員会は、平成24年11月及び12月に、この事故後の原子力政策の在り方について5つの見解文を公表し、平成25年12月にはもんじゅ研究計画に関する見解を公表した。また、平成26年4月11日に閣議決定されたエネルギー基本計画において、いかなる事情よりも安全性を全てに優先させ、国民の懸念の解消に全力を挙げる前提の下、原子力発電所の安全性については、原子力規制委員会の専門的な判断に委ね、規制基準に適合すると認められた場合には、その判断を尊重

し原子力発電所の再稼働を進め、その際、国も前面に立ち、立地自治体等関係者の理解と協力を得るよう、取り組むとされた。

化石燃料輸入量の増大や温室効果ガス排出量の増大を招いている現状に対処する観点から、再生可能エネルギーの利用拡大を推進するのみならず、事故の教訓を踏まえて制定された基準に適合した原子力発電所を、この事故の被害をなお経験中というべき我が国において活用していくためには、次のことが必要である。

第一は、安全確保の第一義的責任を有している事業者が、その運転する原子力発電所を原子力規制委員会が制定した規制基準に適合させるのみならず、事故の根本原因を踏まえ、原子力発電のリスクを十分小さく維持するためになすべきことは何かを絶えず自らに問い合わせ、そのための取組を実施し、そのことに関する国民との対話を通じて国民の信頼を得ていくことである。

第二は、関係自治体が拡充・強化された原子力災害対策指針に基づき原子力防災対策を整備・充実するとともに、国はこれに必要な支援を講じることである。

一方、高レベル放射性廃棄物の処分や使用済燃料の中間貯蔵等を含む核燃料サイクルのバックエンドの取組は、今後増大していく原子炉等の廃止措置の取組とともに、今後の原子力政策の在り方の如何にかかわらず必要である。特に、高レベル放射性廃棄物については、国が前面に立って最終処分に向けた取組を進めるべきである。

本年3月に開催されたハーグ核セキュリティ・サミットにおいては、核セキュリティを一層強化していくことの重要性が改めて首脳レベルで確認され、我が国としても核物質の最小化と適正管理等についての取り組みを表明している。我が国は、原子力の平和利用を担保する国際約束を遵守していくとともに、福島第一原発事故の当事国として、その反省を踏まえて原子力安全や核セキュリティに係る取組を率先して推進していくべきである。さらに、その責任を果たす観点から、国際社会における原子力利用が高い水準の安全と核不拡散・核セキュリティを確保しつつ健全な発展に向けた取り組みが着実に進められるよう、技術協力等を通じ、積極的に貢献していくべきである。

以上の取組を推進し、さらに、高度の原子力科学技術の効果的利用を通じて国民生活の水準向上と人類の福祉の向上に貢献していくためには、その担い手となる高い安全意識を持った人材の確保・育成が重要であり、将来を展望して、必要な人材、知識、技術、産業の集積を実現していく取組を着実に推進していくべきである。

また、その基盤となる知見を産み出す研究開発については、原子力発電の安全確保に関する研究や、廃止措置、放射性廃棄物の処分に係る研究のみならず、エネルギー利用と同等の経済規模を持ち、最先端の研究開発を支える技術として、様々な分野において貢献してきている放射線利用に関する研究¹や、将来的な社会ニーズを反映し、多様性を確保する、高温ガス炉等というような原型技術の研究開発についても、コスト意識、技術移転意識を取り入れつつ、中長期的に継続して進めるべきである。

平成27年度の原子力の研究、開発及び利用に関する関係行政機関の施策（安全の確保のうちその実施に関するものを除く。）に係る予算要求は、以上のような認識を踏まえてなされるべきである。以下には、この考え方に基づく、関係府省が目指すべき重要な政策目標を示す。

3. 基本方針

（1）東京電力（株）福島第一原子力発電所周辺地域における取組（オフサイトの取組）

放射性物質の管理に知見を有する研究開発機関は、放射性物質により汚染された地域の環境の回復に向けた取組に有効な技術の開発と実証を、内外の研究者・技術者にも協力を求めて推進していくとともに、その成果を踏まえて、こうした取組の現場に効果的な知識提供を行なっていくべきである。

また、研究機関は、こうした放射性物質の確実な把握と放射線に関する情報提供やリスクコミュニケーションを含む、被災住民の方々の安心・安全の確保のための取組に協力していくべきである。なお、これらの取組において国民に説明する際には、一方的に説明するのではなく、対話を通じて相互理解を深め、お互いの信頼関係を醸成する双方向コミュニケーションを重視した取組を進めるべきである。

さらに、汚染地域における放射性物質の環境中の動態を把握し、予測することは、長期にわたるこれらの取組の計画・評価の基本になるものである。この作業にはデータを測定し、分析している各機関の多方面の専門家が連携協力することが必要であるから、国はこれらが円滑かつ効果的に実施できる体制を整備していくべきであ

¹核融合及び量子ビーム関連事業について、現時点では、現象解明・制御及びそれに付随して開発される先端技術を幅広い科学技術へ展開することを目指す研究開発という側面が強く、既に原子力分野以外の様々な分野において実用化されていることも多いため、原子力関係経費として取り扱うことはなじまないと考えられ、原子力関係経費の対象外と整理。

る。

（2）東京電力（株）福島第一原子力発電所の廃止措置に向けた中長期的取組（オンラインサイトの取組）

国と東京電力は、平成25年6月27日に改訂された「東京電力（株）福島第一原子力発電所1～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」や「東京電力（株）福島第一原子力発電所における汚染水問題に関する基本方針（平成25年9月原子力災害対策本部決定）」、予防的・重層的な対策を講じる「東京電力（株）福島第一原子力発電所における廃炉・汚染水問題に対する追加対策（平成25年12月原子力災害対策本部決定）」等に基づき、こうした取組に関する情報を公衆及び作業者と共有する努力を怠たらず、新たな異常の発生を防止するための万全の対策を講じつつ、オンラインサイトにおける廃止措置の実施に係る取組を、今まで以上に透明性を高めつつ着実に進めていくべきである。

これらの取組の成功のカギを握っているのは作業者の働きであることを強く認識し、作業者の安全が確保されるよう務めるべきである。また、国及び東京電力は、汚染水が周辺の環境に深刻な影響を与えることのないように、関係者の理解と協力を得て、その恒久的な処理に向けた取組を着実に実施するべきである。さらに、使用済燃料や燃料デブリの取出し、そして廃棄物の処理・処分等の廃炉に向けた取組には新たな技術が必要であるから、国が前面に立って、より着実に廃炉を進められるよう支援体制を強化し、引き続きその研究開発及び調査等を推進していくべきである。

（3）安全文化の確立と原子力発電の活用に必要な取組

エネルギー基本計画では、「いかなる事情よりも安全性を全てに優先させ、国民の懸念の解消に全力を挙げる前提の下、原子力発電所の安全性については、原子力規制委員会の専門的な判断に委ね、原子力規制委員会により世界で最も厳しい水準の規制基準に適合すると認められた場合には、その判断を尊重し原子力発電所の再稼働を進める。その際、国も前面に立ち、立地自治体等関係者の理解と協力を得るよう、取り組む。」とされている。原子力発電の活用に理解と協力を得るために、制定された基準が事故の教訓を踏まえた合理的なものであることが国民に理解されることはもとより、事業者が、事故の根本原因を深く認識して、安全文化を確立し、

原子力発電のリスクを十分小さく維持するためになすべきことは何かを絶えず自らに問い合わせ、それを遅滞なく確実に実施していくことにより、国民の信頼を得ることが必須である。

この規制基準に適合する技術的工夫については、産業界が中心となり、効果的な技術を産み出し、採用していくことになる。そこで、このためにリスクを評価する取組や、基準に適合する革新的な技術・工夫の実証、高経年機器・設備・システムの信頼性を確認する作業が必要になるが、事業者が行う技術開発の取組や、こうした工夫に共通する有益な知見を整備する取組を国が支援することは適切である。

また、関係する自治体は、災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法に基づき、原子力防災対策を整備することとされているが、国はこれに必要な支援を行うこととしている。原子力事業者はこの自治体の原子力防災対策の整備を我が事として協力するべきであり、国と自治体、原子力事業者は、こうした取組を国民と対話しつつ推進し、国民の信頼を得ていくべきである。

（4）高レベル放射性廃棄物の最終処分を含む使用済燃料問題の解決に向けた取組

核燃料サイクル分野においては、平成24年6月21日の原子力委員会決定にあるように、将来の原子力政策の行方にかかわらず必要な取組がある。関係者は、こうした取組を、如何なる状況にも対応できるよう、その柔軟性を向上させつつ推進していくことが必要である。特に、乾式貯蔵法により原子炉建屋外の使用済燃料の貯蔵容量を増大する取組や使用済燃料の直接処分を可能とするための取組、高レベル放射性廃棄物の処分に向けた取組に関しては、現在にも増して、国がリーダーシップを発揮していく必要がある。その際、国民との対話を重ねつつ一步ずつ前進させる取組が重要であり、とりわけ、高レベル放射性廃棄物の処分については、実施主体が最新の科学的知見を反映した安全評価書を整備し、国がそれに対する公正かつ専門的な議論を進めることが大切である。その上で、国や実施主体は、それに基づく選択肢を含む当面の進め方を立地選定に係る自治体を始めとするステークホルダーと共有し、共通認識の醸成に努めていくべきである。あわせて、それらの取組を監査し、適切な助言を行うための第三者評価の仕組みの整備などを進めるべきである。

なお、国は、全国の原子力発電所関係自治体、特に関連施設を受け入れてきた立地自治体との信頼関係を崩すことのないよう、さらには、新たに原子力防災対策を

整備することになった自治体が国を信頼して円滑に取組を進めることができるよう、関係事業者等の協力を得て、道府県、市町村、そして地元住民と真摯に対話を行い、万全の対策をとるべきである。

（5）原子力研究開発の取組

研究開発分野で当面最も重要なのは、福島のオフサイト及びオンサイトの取組に効果的な科学技術に関する研究開発の取組である。

過酷事故現象を解明するための研究開発は過酷事故対策技術の改良のみならず、安全確保の高度化のために必要である。

また、原子力安全、核セキュリティ、核不拡散の確保・充実に役立つ科学技術の研究開発も重要である。特に、新しい安全確保技術や、高経年化炉の機器・構造物の経年変化の評価、改修・補修技術や代替設備の開発、これらがシビアアクシデントの発生可能性や被害の抑制にどう影響するかを評価する能力の整備は、急がれる取組である。使用済燃料の乾式貯蔵技術の長期的信頼性の確証、廃炉や高レベル放射性廃棄物の分離変換技術を含む廃棄物処理の技術に係る研究開発、さらには生物学の進歩に対応した放射線の生体に対する影響の研究も重要な課題である。

高速炉の研究開発については、燃料サイクル技術も含めて、「東京電力（株）福島第一原子力発電所の事故」から教訓を学び取った上で、安全性、核セキュリティ、保障措置の在り方に関して、既存の軽水炉体系にはない、新しい社会的存在としての技術体系の確立を追及するべきものであり、実証技術の確立に向けて、米国や仏国等との協力や、世界のエネルギー安全保障と廃棄物のリスク管理に貢献する第四世代炉の技術開発を目指す関係国とGIF（第4世代原子力システム国際フォーラム）等を通じて協力して推進されるべきと考える。

特に、「もんじゅ」に関しては、廃棄物の減容・有害度の低減等に関わる国際的な研究拠点と位置付け、もんじゅ研究計画に示された研究の成果の取りまとめを目指すとともに、これまでの取組の反省や検証を踏まえたあらゆる面での徹底的な改革や、新規性基準の対応など克服すべき課題について、国の責任の下、十分な対応を進めることが望まれる。

国民生活の水準向上に大きな貢献をなしている放射線利用技術の研究開発は、原子力分野以外の多様な産業分野の研究開発と効果的に連携することの重要性に留意しながら、安全確保を前提に、継続して推進されるべきである。

さらに、これらの推進に欠かせない基礎・基盤的学術体系の整備に資する研究開発活動も、今後に必要とされる原子力科学技術を活用する活動のポートフォリオの変化を踏まえて重点の置き方を見直しつつ、着実に推進するべきである。

なお、こうした研究開発を推進するに当たっては、その推進組織において安全文化を確立することを求める一方、社会ニーズを反映した多様な評価を進めることが重要である。こうした原子力技術開発に対する評価を可能とするため、人文社会科学分野における原子力に関する研究を推進するとともに、社会的側面を含めた総合的評価も実施していくべきである。

また原子力研究開発、利用の施策、事業を進める際には、目標課題を設定し、PDCAサイクルを機能させ、必要に応じてフィードバックするための仕組みの構築が必要である。

（6）原子力人材の確保・育成の取組

原子力人材の確保・育成の取組については、東京電力（株）福島第一原子力発電所の廃炉、汚染水対策などを着実に進めるための人材の確保・育成が引き続き必要である。また、「日本再興戦略」改訂2014（平成26年6月閣議決定）においても、「放射性廃棄物の減容化・有害度低減のための技術開発、核不拡散の取組、高温ガス炉など安全性の高度化に貢献する技術開発の国際協力等を行うとともに、こうした分野における人材育成についても取り組む。」とされており、我が国の成長戦略の観点からも、原子力分野における人材の確保・育成は重要であることから、今後の原子力発電、廃炉や廃棄物処理の取組の動向や原子力産業の将来の在り方から予想される人材の需給ギャップを冷静に見据えて推進することが重要である。その際には、我が国の学術振興戦略やイノベーション戦略の今後の在り方、さらには、国際社会において3S（原子力安全、核セキュリティ、保障措置）を含む原子力に関する人材育成のニーズが増大しつつあり、我が国に対する協力の要請もあること等を考慮に入れて、国際的な原子力人材育成等の在り方についても十分に検討するべきである。なお、この推進には、国内外の関係者がそれぞれの特徴を生かした国際性のあるネットワークを形成して対応することが効果的であるとして、こうした先導的取組もすでに開始されている。こうした動向も考慮し、効果的な取組を企画し、充実して推進していくべきである。

安全の確保の取組や廃炉措置等を含むバックエンドの取組や除染の取組などで経

験されているように、原子力分野の取組は多くの学問分野の知見を踏まえてなされる。したがって、原子力の研究、開発及び利用に携わる者には、高い専門的能力と併せて、様々な学問分野の専門家と共同して社会のニーズに応えるシステムを統合していく能力も求められる。また、強い倫理観に基づき不測の事態が発生した場合にも重大な悪影響が生じないように責任をもって対処できる能力、社会への多様な影響に関してタイムリーに情報発信できる能力の重要性も実感されたところである。したがって、国は、原子力に係る人材育成に携わる教育機関が、教育プログラムをこうした観点から強化する取組を支援していくべきである。

研究開発を通じた人材育成をはかるために、研究・教育機関は、共用利用施設等のインフラの構築に向けた取組を実施していくべきである。

また、エネルギーの安定供給の確保や、それと表裏一体となる環境問題、放射線リスクの問題は、国民の生活に直結する重要な問題であることから、国は、学校教育において、エネルギー・環境問題と我が国の状況、エネルギーの有効利用、持続可能な社会形成の重要性や放射線についての教育が適切に行われるよう、支援を行っていくことが重要である。さらに、科学館を含む社会教育施設等において、エネルギー・環境問題や放射線について社会人が学習する機会の充実を図っていくことも期待される。

研究開発や調査あるいは活動の報告書を取りまとめ、国民に開示・提供する取り組みをさらにすすめることは、国民の知る権利にこたえるのみならず、自然の原理に立脚し本来中立的な科学技術を基盤としておこなわれる原子力利用の理解をはかり、原子力分野の人材育成にも役立つ。放射性廃棄物や安全など国民の関心の高い分野ではこの取組を進めることは特に重要である。

（7）国際社会における責任ある一員としての取組

今回の事故後の対応に関して、海外へ向けての正確で分かりやすい情報発信の重要性が認識された。今後ともこの認識を踏まえ、取組を継続・強化すべきである。

特に、福島のオフサイトの取組、オンサイトの取組はもとより、我が国が事故から学んだ教訓とそれに基づいて実施する新しい取組は、国際社会の知恵を総動員して推進されている原子力安全に関する IAEA 行動計画の取組に、深く関係していることから、これにコミットしていくことも含め、こうした情報を国際社会に提供して各国の専門家と相互交流し、これらを反映した安全確保に係る国際的な規範の

形成に貢献するべきである。さらに、二国間、多国間協力の枠組みを通じて、この過程で産み出された革新的規範やアプローチの普及に力を尽くすべきである。

核不拡散や核セキュリティの確保は、安全確保と並んで重要な取組であり、高い水準の国際規範の形成に積極的に貢献していくとともに、国際的な相互評価を通じて国内の取組の在り方を見直し、絶えず高い水準に維持するべきである。ハーグ核セキュリティ・サミットにおいて表明した、核物質の最小化と適正管理の方針を踏まえ、特にプルトニウム管理については、「利用目的のないプルトニウムを持たない」原則を堅持しつつ、透明性を高め、今まで以上に説得力のある取組を推進していくべきである。

エネルギー・環境制約を克服するために原子力科学技術のもたらす利益を享受し、あるいはこれから享受したいとする国々が増加していく状況を踏まえれば、今回の事故の深い反省に基づいて、高い原子力安全、核不拡散、核セキュリティの確保に向け、IAEAにおける平和利用イニシアティブや、IFNEC（国際原子力エネルギー協力フレームワーク）、FNCA（アジア原子力協力フォーラム）等の多国間の取組や原子力安全関連条約等への対応の取組を通じ、原子力安全、核セキュリティ文化の醸成や人材育成等を積極的に推進するべきである。また、原子力発電を推進する諸国の原子力インフラの整備等がこの観点から適切に行われるよう、二国間関係を通じて支援していくことにも力を尽くすべきである。